二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務　前号イからワまでに掲げる情報
三　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ホ　略］
ヘ　被災者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ト～ワ　［略］

第三十一条　法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～三の三　略］
四　児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ・ロ　略］
ハ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ニ～チ　［略］
［五～七　略］

第三十一条の二　法別表第二の五十七の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～十　略］
十一　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第十項及び第十三項（同条第二十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の手持品課税等に係る酒税の還付に関する事務　酒税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
［十二～十五　略］

第三十一条の二の二　法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～十　略］
十一　地方公務員等共済組合法第六十八条第五項の共済組合の組合員であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る失業等給付関係情報
十二　［略］
十三　［略］
十四　地方公務員等共済組合法施行規程第百条第三項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ト　略］
十五～十九　［略］
二十　地方公務員等共済組合法施行規程第百十九条の二の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
二十一　［略］

二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務　前号イからヲまでに掲げる情報
三　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ホ　同上］
［新設］
ヘ～ヲ　［同上］

第三十一条　法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～三の三　同上］
四　児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ・ロ　同上］
［新設］
ハ～ト　［同上］
［五～七　同上］

第三十一条の二　法別表第二の五十七の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～十　同上］
十一　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第十項及び第十三項の手持品課税等に係る酒税の還付に関する事務　酒税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
［十二～十五　同上］

第三十一条の二の二　法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
［一～十　同上］
［新設］
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　地方公務員等共済組合法施行規程第百条第二項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ト　同上］
十四～十八　［同上］
［新設］
十九　［同上］